

保護者各位

若松すずみ保育園

ご意見・ご要望等の申し出窓口設置について

平素は当保育園運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本園では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、さらなる資質向上するために社会福祉法第 82 条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望（苦情を含める）に適切に対応する体制を整えることとなっております。

若松すずみ保育園では、相談解決責任者、相談受付担当者及び第三者委員を下記のように設置しましたのでお知らせします。

記

- | | | |
|-----------|--------|--------------|
| 1、相談解決責任者 | 田中 久美子 | 若松すずみ保育園 園長 |
| 2、相談受付担当者 | 池田 麻美 | 若松すずみ保育園 副園長 |
| 3、第三者委員 | 川崎 雅美 | 向山地区主任児童委員 |
- TEL・FAX 047 (451) 2681

意見・要望等の受付・解決方法

- (1) 意見・要望等の受付
意見・要望等は面接・電話・書面等により受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出る事も出来ます。
- (2) 意見・要望等受付の報告・確認
受付担当者が受け付けた意見・要望等を、相談課解決者と第三委員会（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に通報します。
- (3) 意見・要望等の解決の為の話し合い
相談解決責任者は相談者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談者は第三委員の助言や立ち合いを求めることが出来ます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次の様に行います。
 - ア) 第三者委員による意見・要望の内容確認
 - イ) 第三者委員による解決案の調整・助言
 - ウ) 話し合いの結果や改善事項の確認
- (4) 都道府県「運営適正化」委員会の紹介
本園で解決できない場合は、下記の千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。
社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会（愛称：福祉サービス利用者サポートセンター）

TEL : 043-246-0294 FAX : 043-246-0298

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター5F

E-Mail : support@chibakenshakyō.com

令和 6 年 2 月